

2009年12月17日

国立大学法人琉球大学  
学長 岩政 輝男 殿

琉球大学教授職員会会長 堺 英二郎

## 申入書

本学は大学憲章の前文において次のように定めております。「琉球大学は、沖縄の歴史的教訓としての「命(ぬち)どう宝(命こそ宝)」という生命および個人の尊厳の考え方を根本に置き、「再び戦争の惨禍が起こることのないように」とする戦後沖縄の教育原点を深く自覚する」。それゆえ本学は「自由平等、寛容平和」の建学の精神を高く掲げ、「世界の平和と福祉の向上を目指す人間性豊かな責任ある人材養成」を目指しています。

「自由平等、寛容平和」の建学の精神に照らして琉球大学の60年を振り返る際、どうしても見過ごすことのできない出来事がいくつかあります。その一つに、いわゆる「琉大事件」と呼ばれる問題があります。

これまで教授職員会は、琉大事件に関して退学処分の調査と処分の取り消しを要請してきました。1956年の第2次琉大事件に関しては、2007年に退学処分の取り消しを行ない、処分学生の名誉回復がなされました。しかし、1953年の第1次琉大事件については、十分な調査がなされておらず、処分の取り消しが検討されていません。

教授職員会は、これまで「琉大事件専門委員会」を立ち上げ、調査と資料収集を行ない、2009年7月にはシンポジウムも開催し、160名を超す参加で社会的に大きな関心を集めました。マスコミでも大きく報道されたとおりです。

しかしながら、琉大60周年記念誌の編集において、第2次に関しては記述があるけれども、第1次についてはまったく記載がないという編集方針であると伝え聞いております。

また、教授職員会の調査の結果、当時の処分には大きな問題があり、処分は妥当ではなかったのではないかという見解を持っております。これまで申し入れの際に指摘させていただきましたが、それに対する回答では十分納得できないと考えております。

以上のことを踏まえ、教授職員会は、琉球大学が以下の項目を実施するよう求めます。なお、教授職員会としては調査のための資料提供を積極的に行う用意があることを申し添えます。

1. 第1次琉大事件に関する調査を行ない、その調査結果について教授職員会と協議すること。
2. 琉球大学60周年記念誌に第1次琉大事件に関して記述し総括すること。
3. 調査によって、教授職員会などが明らかにしてきた当時の処分の問題点が確認できたならば、琉球大学は当然にも第1次琉大事件の処分を取り消し、処分学生の名誉回復を速やかに行なうこと。